

＼空き家をお持ちのみなさま／

奨励金 最大

5

万円交付します！



たまのの住宅活用奨励金

空き家バンクに登録した物件が、県外在住の「たまのの認定移住者※」と契約成立した場合、物件所有者（空き家の持ち主）へ奨励金を交付します。契約日から2年以内の物件が対象です。その他、詳細は市ホームページをご覧ください。

※たまのの認定移住者：玉野市が認定した本市への移住希望者



交付対象

すべてを満たす方が対象です。

- ・ 空き家の所有権を有し、当該物件の固定資産税の納税義務者であること
- ・ たまのの認定移住者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 現住所地の市区町村民税の滞納がないこと
- ・ 暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を持っていないこと

奨励金額

契約によって、計算式が異なります（上限5万円）。

- ・ 売買契約の場合：契約金額×1/20
- ・ 賃貸借契約の場合：契約期間の家賃総額×1/5

必要書類

- ・ たまのの住宅活用奨励金交付申請書
- ・ 現住所地の市区町村民税を滞納していないことが分かる証明（完納証明書）
- ・ 空き家の売買契約書または賃貸借契約書
- ・ 契約金額を受け取ったことが分かる書類の写し

【問合せ】 玉野市総合政策課 移住定住推進室
TEL：0863-32-5580